

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………一
- ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

告示（選）

- 港区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査申立てについての裁決……………一
- 中野区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………四
- 政治団体の届出……………四
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………八
- 政治団体の解散の届出……………八
- 資金管理団体の指定の届出……………一六
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………二〇
- 資金管理団体の取消しの届出……………三三

雑報

- 当せん金付証券の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…三五
- ………（同）……………三六
- 全国自治宝くじの発売（二件）……………（同）…三六

告示

●東京都告示第九百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年八月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三十号羽根木公園
- 三 事業施行期間 令和五年八月十八日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
世田谷区代田四丁目及び松原六丁目各地下
使用の部分
なし

●東京都告示第九百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区南葛

西五丁目地内）

（「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第八十四号

令和五年四月二十三日執行の港区議会議員選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五條の規定により告示する。

令和五年八月十八日

東京都選挙管理委員会

5 選 第 261 号

裁 決 書

審査申立人 飯田 佳宏

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年6月19日に提起された、令和5年4月23日執行の港区議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち、全ての票の開披点検を求める申立てを却下し、その余の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が本件選挙における選挙の効力に関し不服があるとして、令和5年5月1日に港区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)に対し、異議の申出(以下「本件異議申出」という。)をしたところ、区委員会は、同年5月30日、本件異議申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定を取り消し、異議申出によりすべての票の開披点検を求められた場合には応じるべきであり、その結果本件選挙の効力に問題がある場合には是正する裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)における開票立会人を10人に制限している規定は憲法に違反していること、同法のくじの公正性等、同法における供託金没収に関して異議を訴える手段が存在しないことから、供託金の没収と様々な公費負担部分が自己負担となることは、財産権の侵害に当たり憲法に違反していることからすべての票の開披点検を求め、その結果、広義において選挙の効力に問題がある場合は、その是正を求める。

(2) 本件異議申出の過程において、開票立会人を9人にしていいことが判明し、法の制限を下回り、さらに開票管理者の下でさらに制限していることが常態化している。

(3) このような状態が直ちに違法とまでは言わないまでも、本件申立てがあるように開票立会人を立てようとしたにも関わらず、くじで落選した場合、その当該候補者から異議申し出があった場合は、開票立会人を立てた上で異議申し出をした候補とは異なる扱いをすべきであり、その旨勘察しながら、今回の審査申立てに関し、本件選挙の公正性を担保するためにも、異議申し出によりすべての票の開披点検を求められた場合は応じるべきである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、令和5年6月19日に提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理し、区委員会からは同年7月10日、同月31日に弁明書及び関係資料の提出を受け、申立人からは同年7月20日に反論書の提出を受けるとともに、慎重かつ厳正に審理した。

その結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が「選挙の規定に違反すること」があり、

かつ、その規定違反のために「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行手續きに関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。」(最高裁判所昭和29年9月24日判決、最高裁判所昭和51年9月30日判決)とされている。

2 以上の観点から、申立人の主張する本件審査の申立てについて、選挙が無効とされる場合に該当するか否か順次検討する。

(1) 申立ての理由(1)について

申立人は、公職選挙法で定める開票立会人を10人に制限している規定は憲法に違反していること、同法のくじの公正性等、同法における供託金没収に関して異議を訴える手段が存在しないことから、供託金の没収と様々な公費負担部分が自己負担となることは、財産権の侵害にあたり憲法に違反していると主張している。

申立人は、区委員会が、法第62条第2項、同第6項、同第92条、同第93条をはじめとする法の各条項や施行令、施行規則に反していることから選挙無効を申し出たものであると主張しているものと解される。

このうち、開票立会人を10人に制限している規定は憲法に違反していること、供託金没収に関して異議を訴える手段が存在しないことについては、本件選挙の管理執行とは関係がないため、選挙無効の要件には該当せず、審理の対象とすべきではない。

同法のくじの公正性等においては、区委員会から提出を受けた弁明書や提出資料からも、主として選挙管理の任にある区委員会が、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反した事実や、選挙の管理執行の

手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害したという事実も見当たらない。

よって、本件選挙において、区委員会に「選挙の規定に違反する」行為は認められないから、選挙無効の理由にはならない。

また、申立人は本件選挙におけるすべての票の開披点検を求めている。この点について、法は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に対する訴訟による争訟を認めている(法第202条、第203条、第206条、第207条)が、選挙の効力及び当選の効力を争う以外の争訟は認めない。

したがって、本件審査の申立てのうち、申立ての理由にある票の再点検を求めることは、法に規定のない不適法なものであるから、当委員会の審査の対象にならないものである。

(2) 申立ての理由(2)について

本件選挙における開票立会人を9人としているという申立人の主張については、区委員会から提出された弁明書においてもその事実は認められているところであるが、同委員会から提出された当選人決定くじ録では法第62条第2項、同第4項の規定に基づき同立会人を9人に定めており、何ら選挙の規定に違反しない。

よって、本件選挙において、区委員会に「選挙の規定に違反する」行為は認められないから、選挙無効の理由にはならない。

(3) 申立ての理由(3)について

開票立会人を立てようとしたにも関わらず、くじで落選した場合、その当該候補者から異議申し出があった場合は、開票立会人を立てた上で異議申し出をした候補とは異なる扱いをすべきであるという申立人の上記主張は、本件選挙の管理執行とは関係がないため、選挙無効の要件には該当せず、審理の対象とすべきではない。

第2 審理の結果

以上のとおり本件審査の申立てのうち、全ての票の開披点検を求める申立ては、公選法に規定のない不適法な審査の申立てであるから、法216

条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、却下し、その余の申立ては、本件選挙における選挙を無効とする事由は認められず、原決定を取り消す理由はないから、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することとして、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年8月9日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第203条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第八十五号

令和5年4月23日執行の中野区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和5年8月18日

東京都選挙管理委員会

裁 決 書

審査申立人 田中 裕史

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年6月21日に提起された、同年4月23日執行の中野区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件選挙における当選の効力に関する申立人の異議の申出に対して中野区選挙管理委員会が令和5年6月1日付で行った棄却の決定は、これを取り消す。
- 2 本件選挙における当選人井佐哲郎の当選は、これを無効とする。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

- 1 審査の申立ての趣旨
申立人（候補者名「田中ヒロシ」）が、本件選挙における当選の効力に関し、令和5年5月8日に中野区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、同年6月1日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として、令和5年6月21日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人井佐哲郎（候補者名「いさ哲郎」。以下「いさ候補」という。）の当選を無効とする裁決を求め、本件審査の申立てを行ったものである。

2 審査の申立ての理由
申立人の本件審査の申立ての理由は、次のとおりであると解される。

(1) 申立人は、「田中ヒロシ」として立候補届を提出したが、本件選挙には申立人と同姓のタナカキミアキ（以下「タナカ候補」という。）が立候補しており、また、類似姓の甲田ゆり子（以下「甲田候補」という。）も立候補していた。また、申立人と同名の市川ヒロシ（以下「市川候補」という。）も立候補していた（以下「同姓同名候補者ら」という。）。これらの同姓同名候補者らの得票の中に申立人の得票が混入していた可能性がある。

- (2) 無効票や不受理票の中に申立人の得票が混入していた可能性がある。
- (3) 按分票が申立人の得票である可能性がある。
- (4) 投票の点検作業は、複数の職員が手作業で行っているが、最近では臨時の派遣会社が業務を担当するケースもあり、誤りが起きる可能性が否定できない。また、投票の有効、無効の判断は容易ではない例が少なくない上、立会人は選挙の専門家ではなく、初めて立会人になる人が多く、万能ではない。実際に立会人は開票確認を急かされたことから、申立人の得票とされる票を見落とした可能性がある。この点、選挙会等の場で立会人から異議がなかったからといって、票の再点検を認めない理由はない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なもの認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、区委員会に対し弁明書及び関係資料の提出を求め、これを徴するとともに、申立人には弁明書（副本）を送付した。申立人からこれに対する反論書の提出はなかった。

また、区委員会が保存する本件選挙に係る投票の提出を受け、当委員会の職権に基づき、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）

第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、令和5年7月9日に区委員会、申立人及び関係人の立会いの下、提出を受けた全投票について、申立事由に係る開披調査を実施した。当委員会はそれらの内容を慎重かつ厳正に審理した。結果は以下のとおりである。

第1 本件審査の申立てに至るまでの経緯

- 1 令和5年4月16日、本件選挙告示
 - 2 同年4月23日、本件選挙期日
 - 3 同年5月8日、本件異議の申出が提起され、区委員会はこれを受理した。
 - 4 同年6月1日、区委員会は本件異議の申出を棄却する原決定をし、決定書を申立人に直接交付するとともに、その内容を法第215条の規定に基づき、同日告示した。
 - 5 同月21日、申立人は原決定を不服とし、本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。
- 第2 申立人の主張及び区委員会の弁明に対する当委員会の判断
- 1 申立人の主張
上記「審査の申立ての要旨 2 審査の申立ての理由」のとおりである。

2 区委員会の弁明書の内容

申立人の主張に対する区委員会の弁明は、概ね次のとおりであると認められる。

- (1) 開票事務は、次のとおり適法かつ公正に管理執行したものである。開票事務については、初めに開票係（開披台）において投票箱を開披した後、分類係において投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）により候補者別に分類した。各候補者別に分類した票は、開票係（点検台）において他の票が混入していないか等内容点検を2回、従事職員を代えて行った。これらの票を計数係において別の計数機で2回計数し、候補者別に100票束を作成し、さらに4つあわせて400票束とした。400票束については、結束係で再度内容点検を行い、有

効票として選挙立会人及び選挙長に回示した。投票の効力の決定は選挙立会人の立会いのもと、選挙長が決定した。

これらのことから、開票は法に基づき適法に執行され、申立人の主張する票の再点検によって選挙の結果に異動を及ぼすところはない。

(2) 投票の効力の判定に当たっては、次のとおり法令及び判例に照らして適正に決定したものである。

ア 分類機で候補者別に分類できなかった票や白紙票などの読取不能票については、疑問票審査係において各候補者の有効と判断される票、効力の判定を要する票、按分票及び白紙票等に分類した。

イ 効力判定係では、疑問票審査係において分類された効力の判定を要する票について複数の職員が法令及び判例等に照らして適正に効力判定を行い、疑問票審査係で処理した票と合わせて最終確認を行った上で、選挙立会人及び選挙長に回示した。

ウ 投票の効力について、法第67条後段において「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定し、法第68条第1項第8号は「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」は無効と規定している。選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）と解されている。投票の効力の判定に当たっては、このように法令及び判例等に基づき慎重に判断しているため、無効票等の中に申立人の得票が混入していることはない。

エ 按分の対象となった票は、氏のみを記載した票が1票、名のみを記載した票が1票であり、それぞれについて各候補者の有効投票数に応じて按分しており、申立人のみの得票となる票はない。

オ 本選挙における開票事務において「臨時の派遣会社が業務を担当した事実はなく、職員によって2（1）で述べた開票事務を適正に執行するため、あらかじめ従事職員に「開票事務の手引き」を配付し、担当業務について理解の徹底を図っている。

また、本件選挙における選挙立会人の選任においては、申立人が届け出た者を含む10人の選挙立会人を選任した。そして、令和5年4月22日に開催した選挙立会人打合せにおいて、選挙立会人の役割や主な職務等について資料を配付して説明している。さらに、選挙会当日の選挙立会人回示においても、「開票確認を急がされた」と言われるような言動を従事職員が行った事実はなく、選挙立会人からの質問に個別に説明するなど丁寧な対応をしている。このようにして、全ての票を選挙立会人及び選挙長に回示し、投票の効力の決定は選挙立会人の立会のもと選挙長が決定しており、開票は適法かつ公正に管理執行されたものである。

カ 以上のとおり、本件決定は適法かつ妥当なものである。

3 当委員会の判断

(1) 本件選挙は、定数42に対し60名が立候補した。開票の結果、本件選挙における選挙会（以下「選挙会」という。）はいさ候補の得票数を1,585票、申立人の得票数を1,584.585票とし、いさ候補を最下位当選人と決定した。

(2) 開披調査を実施するに当たり、当委員会は、申立人及びいさ候補の双方から、本人を含めそれぞれ3名の立会いを認めた上でこれを実施した。開披調査の結果、申立人、いさ候補又はそれらの関係人から投票の効力について当委員会の判断を求められた投票（以下「摘出票」という。）は、別記1-1から同5-2.1までに示したとおりである。

なお、別記1-1及び同1-2はいさ候補の有効投票の中から、別記2-1は市川候補の有効投票の中から、別記3-1から同3-4まではタナカ候補の有効投票の中から、別記4-1は高橋かずちか候補（以下「高橋候補」という。）の有効投票の中から、別記5-1から同5-2.1までは無効票の中から、摘出したものである。

上記の摘出票以外で本件審査の申立てに影響を及ぼす票は見つからなかった。

(3) 投票の効力の決定に当たっては、法第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定しており、その選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、

選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）とされている。

ただし、投票の記載が候補者氏名の誤記であるかどうかの判断においては、氏名の類似性の態様について、判例等の根拠がある場合は、可能な限りそれに基づく解釈を尽くすのが相当である。

以上の観点から、別記1-1から同5-2.1までの摘出票について、その効力を判断した。

ア いさ候補の有効投票について

(ア) 別記1-1について

名の「てつろう」は明瞭であり、いさ候補の名と同一である。

氏については、「いざわ」を氏とする候補者はおらず、一方、いさ候補の氏の「いさ」と類似しており、他に類似する氏の候補者はいないことから、「いざわ」は「いさ」の誤記と認められる。

以上から、記載されている氏名に類似する氏名の候補者はいさ候補しかおらず、いさ候補の有効投票と解するのが相当である。

(イ) 別記1-2について

氏の「いさ」は明瞭であり、いさ候補の氏と同一である。

名については、「しんいち」を名とする候補者はいないが、いさ候補の名の「てつろう」とは全く類似性がなく、その名を誤記したものと認めがたいことから、同候補に対する有効投票と解することはできない（最高裁判所昭和32年3月5日判決、仙台高等裁判所秋田支部昭和31年8月16日判決）。

したがって、いずれの候補者氏名を記載したか判断し難い投票として無効票と解するのが相当である。

イ 市川候補の有効投票について

名の「ヒロシ」は明瞭であり、市川候補の名と同一である。

氏については、「中川」を氏とする候補者はおらず、類似する氏の候補者として、内川和久候補及び広川まさのり候補がいるが、市川候補の氏の「市川」と類似しており、「中川」は「市川」の誤記と認められる。

以上から、氏名全体を併せて考察すると、類似する候補者の氏名とし

ては「市川ヒロシ」しかないものと認められることから、市川候補の有効投票と解するのが相当である。

ウ タナカ候補の有効投票について

(7) 別記3-1について

氏の「田中」は明瞭であり、タナカ候補の氏と同一である。

名については不明瞭な文字による記載であるが、2字目の「光」は判読でき、1字目の「公」の字を崩して記載したものと解する。

以上から、氏名全体の繋がりにから考察すると「田中キミアキ」と判読することは可能であると認められることから、タナカ候補の有効投票と解するのが相当である。

(4) 別記3-2について

氏の「田中」は明瞭であり、タナカ候補の氏と同一である。

名については「キョアキ」にも読めるが、名が「キョアキ」である候補者はおらず、「ミ」の誤記と認められる。

以上から、記載されている氏名に類似する氏名の候補者はタナカ候補しかおらず、タナカ候補の有効投票と解するのが相当である。

(9) 別記3-3及び同3-4について

氏の「タナカ」は明瞭であり、申立人及びタナカ候補の氏と同一である。

名については「ミテアキ」又は「ミチアキ」にも読めるが、名が「ミテアキ」又は「ミチアキ」である候補者はおらず、タナカ候補の名である「キミアキ」と同じ4文字の名であり、かつ、「キミアキ」の4字のうちの3字が使用されており、類似しているものと認められることから、タナカ候補の有効投票と解するのが相当である。

エ 高橋候補の有効投票について

当選の効力に関する本件審査の申立てに係る候補者の票には直接影響がないので、有効投票と判断した選挙会の決定に違法な点はない旨を言及するにとどめる。

オ 無効票について

(7) 別記5-1について

点字のような凹凸が付けられているが、色素の付着していない投票である。色素を用いないで記載された投票は、候補者の氏名を自書しないものとして無効である(広島高等裁判所松江支部昭和35年8月

5日判決)と示されていることに基づき、無効と解するのが相当である。

なお、点字投票は盲人のみに許された制度である。盲人である選挙人は、点字によって投票をしようとする場合においては、投票管理者に対してその旨を申し立てなければならぬ。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなればならない(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第39条第2項)とされている。

区委員会事務局に確認したところ、本件選挙において投票管理者に対する点字投票の申立ての総数は14件であり、選挙会において14件の点字投票があった旨が選挙録に記録されていた。この点からも、法令に定める正規の手続がとられていない「点字」による投票は当然に無効と解するのが相当である。

(4) 別記5-2について

投票の記載が候補者以外の他の実在する(した)人の氏名を完全明確に記載している場合には、これと類似の氏名の候補者があっても、その候補者の氏名の誤記と認めるよりは候補者でない実在の人物に投票する意思が表現されているものと認めるに相当し、従ってこれを無効と解すべきであるとする判例がある(最高裁判所昭和32年3月5日判決)。同判例に基づき、以下のとおり判断する。

衆議院議員を16期務め、その間に大臣要職及び内閣総理大臣を歴任した著名な政治家の氏名である「田中角栄」と明瞭に記載されていることから、田中角栄氏に投票する意思が表現されているものと認められるのが相当であり、申立人又はタナカ候補の有効投票と解することはできない。

(4) 別記5-3から同5-6までについて

1人の候補者の氏と他の候補者の名で構成されている投票の効力については、「特段の事由によるものを除き、選挙人は1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記

載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」(最高裁判所昭和32年9月20日判決、東京高等裁判所平成23年12月8日判決)とされている。上記判例に基づき、以下のとおり判断する。

これらの投票の氏の「田中」は申立人及びタナカ候補の氏と一致し、名の「ゆり子」及び「ゆりこ」は甲田候補の名と一致している。

申立人及びタナカ候補の氏である「田中(タナカ)」と「甲田(こうだ)」に類似性がなく、また、名の「ヒロシ」及び「キミアキ」と「ゆり子(ゆりこ)」についても類似性はないことから、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に該当するものといえ、複数の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのが相当である。

(エ) 別記5-7について

氏の「田中」は、申立人及びタナカ候補の氏と一致し、名の1字目は「正」の字を削して記載したものと認められ「正信」と判読でき、伊藤正信候補の名と一致している。

申立人及びタナカ候補の氏である「田中(タナカ)」と「伊藤(いとう)」に類似性がなく、また、名の「ヒロシ」及び「キミアキ」と「正信(まさのぶ)」についても類似性はないことから、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に該当するものといえ、複数の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのが相当である。

(オ) 別記5-8及び同5-9について

氏の「タナカ」及び「田中」は申立人及びタナカ候補の氏と一致している。

名については、「ナオキ」及び「貴大」を名とする候補者はいないが、申立人及びタナカ候補の名の「ヒロシ」及び「キミアキ」とは全く類似性がなく、その名を誤記したものと認めがたいから、両候補に対する有効投票と解することはできない(最高裁判所昭和32年3月5日判決、仙台高等裁判所秋田支部昭和31年8月16日判決)。

したがって、いずれの候補者氏名を記載したか判断し難い投票として無効票と解するのが相当である。

(カ) 別記5-10について

名の「ひろし」は申立人及び市川候補の名と一致している。氏については、「やまなか」を氏とする候補者はいない。また、申

立人の氏が3文字であるのに対して「やまなか」は4文字と相違しており、かつ、明瞭に記載されていることから選挙人が申立人の氏を覚え違いして誤記したものと認めがたいから、申立人に対する有効投票と解することはできない(東京高等裁判所昭和37年11月14日判決)。

したがって、いずれの候補者氏名を記載したか判断し難い投票として無効票と解するのが相当である。

(キ) 別記5-11及び同5-12について

これらの投票の氏の「ひやま」は、ひやま隆候補の氏と一致し、名の「ひろし」は申立人及び市川候補の名と一致している。

これらの候補の氏である「田中(たなか)」、「市川(いちかわ)」及び「ひやま」に類似性がなく、また、名の「ヒロシ」と「隆(たかし)」についても類似性はないことから、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に該当するものといえ、これらの候補者氏名を混記したものとして無効と解するのが相当である。

(ク) 別記5-13について

氏の「小宮山」は、小宮山たかし候補の氏と一致し、名の「ひろし」は申立人及び市川候補の名と一致している。

これらの候補の氏である「田中(たなか)」、「市川(いちかわ)」及び「小宮山(こみやま)」に類似性がなく、また、名の「ヒロシ」と「たかし」についても類似性はないことから、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に該当するものといえ、これらの候補者氏名を混記したものとして無効と解するのが相当である。

(ケ) 別記5-14について

名の「ヒロシ」は申立人及び市川候補の名と一致している。

氏については、「須」とする候補者又は「須」という字を使用する候補者はいないが、申立人及び市川候補の氏の「田中」及び「市川」とは全く類似性がなく、その氏を誤記したものと認めがたいから、両候補に対する有効投票と解することはできない(最高裁判所昭和32年3月5日判決、仙台高等裁判所秋田支部昭和31年8月16日判決)。

したがって、いずれの候補者氏名を記載したか判断し難い投票として無効票と解するのが相当である。

別記1 (いさ哲郎の有効投票から抽出した投票)

番号	投票票	区選挙会 決定	当委員会 決定
1		有効	有効
2		有効	無効
3			
4			
5			
6			
7			

(コ) 別記5-15から同5-21まで
 いずれも当選の効力に関する本件審査の申立てに係る候補者の票には直接影響がないので、無効票と判断した選挙会の決定に違法な点はない旨を言及するにとどめる。

以上の結果から、いさ候補の得票数は、選挙会で決定された1, 585票から1票除かれ、1, 584票となる。一方、申立人の得票数に異動はなく、選挙会決定の1, 584. 585票である。したがって、申立人の得票数は、最下位当選人のいさ候補の得票数を上回ることとなるので、原決定の取消し及びいさ候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がある。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年8月9日

東京都選挙管理委員会
 委員長 澤野 正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、申立人においては、この裁決書の交付を受けた日から30日以内に、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

7	6	5	4	3	2	1	番号
						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small> 中 川 ヒ ロ シ </div>	投票票
						有効	区 選 挙 会 決 定
						有効	当 委 員 会 決 定

別記2
(市川ヒロシの有効投票から抽出した投票)

7	6	5	4	3	2	1	番号
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small> タ ナ カ ミ チ マ キ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small> タ ナ カ ミ チ マ キ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small> 田 中 キ ユ マ キ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <small>候補者氏名</small> 田 中 キ ユ マ キ </div>	投票票
			有効	有効	有効	有効	区 選 挙 会 決 定
			有効	有効	有効	有効	当 委 員 会 決 定

別記3
(タナカキミアキの有効投票から抽出した投票)

●東京都選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六
条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によること
とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ
ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称
等を次のとおり公表する。

令和五年八月十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
国民民主党東京都第12区総支部	大熊 利昭	大熊 昌恵	杉並区善福寺3-23-3	R5. 3. 1	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
参政党 東京第30支部	藤野 暢幸	小川 千恵子	港区麻布台2-2-12	R5. 3. 31	○
自由民主党東京都大田区第四十二支部	水井 悦子	菅野 亜由美	大田区西蒲田5-5-1	R5. 3. 3	○
自由民主党東京都品川区第三十八支部	澤田 恵巳子	渡邊 亜由美	品川区南品川5-4-17	R5. 3. 24	○
自由民主党東京都渋谷区第三十八支部	速水 拓	亀田 充律	渋谷区笹塚1-53-7	R5. 3. 17	○
自由民主党東京都渋谷区第三十九支部	山本 晃	新井 健太郎	渋谷区恵比寿2-10-7	R5. 3. 14	○
自由民主党東京都杉並区第四十六支部	逸見 純一	西島 肇	杉並区成田東1-30-8	R5. 3. 23	○
自由民主党東京都世田谷区第四十七支部	黒田 愛子	坂元 里菜子	世田谷区喜多見1-21-12	R5. 3. 17	○
自由民主党東京都千代田区第三十一支部	佐藤 陽二	馬場 宏太	千代田区内神田1-13-12	R5. 3. 14	○
自由民主党東京都八王子市第四十三支部	立川 寛之	福田 純	八王子市川口町1725-19	R5. 3. 14	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名及び公職の種類 (第2号)
大熊利昭後援会	大熊 利昭	大熊 昌恵	杉並区善福寺3-23-3	R5. 3. 6	衆議院議員	大熊利昭、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
愛みちこと素敵な中央区を考える会	愛 みち子	斎藤 義和	中央区日本橋箱崎町13-4	R5. 3. 20
新しい次の大島を創る会	山田 長正	清水 德行	大島町元町字神田屋敷613-10	R5. 3. 7
あみの一也後援会	小沢 靖子	山内 千晶	国立市北3-35-1	R5. 3. 7
五十嵐教育長を辞めさせる党	金子 快之	金子 快之	渋谷区本町2-33-16	R5. 3. 6
石川孝一後援会	石川 孝一	吉田 雅比古	新宿区西早稲田2-5-21	R5. 3. 31
岩崎けいたろう後援会	岩崎 啓太郎	山本 舞	多摩市関戸3-12-10	R5. 3. 16
岩永きりん後援会	岩永 季倫	岩永 聡明	板橋区赤塚新町1-18-3	R5. 3. 6
大貫はなこ後援会	大貫 はなこ	清原 優太	台東区下谷1-11-15	R5. 3. 3
大野ふびと後援会	荒井 啓行	星 篤麿	昭島市玉川町3-20-1	R5. 3. 8
かわの麻美後援会	梶野 政志	河野 陽一	小金井市前原町5-8-5	R5. 3. 3
菅勇真後援会	山下 國次	寺嶋 孝	羽村市双葉町2-8-29	R5. 3. 27
きくち加奈子を育てる会	菊地 加奈子	菊地 勝男	武蔵野市吉祥寺北町1-1-9	R5. 3. 20
希望みちる街シブヤをつくる会	岡 美千瑠	小野里 雅司	渋谷区西原1-12-5	R5. 3. 2
くには雄大と未来を創る会	國場 雄大	國場 有香里	品川区八潮5-3-13	R5. 3. 9
区民ファーストの会	原 忠信	原 忠信	大田区本羽田1-5-17	R5. 3. 14
くろだあいこ後援会	黒田 愛子	黒田 健史	世田谷区喜多見1-21-12	R5. 3. 3
子供と歩行者と納税者の素敵な未来	別所 宏恭	別所 宏恭	港区芝5-32-12	R5. 3. 17
小浜智之後援会	小浜 智之	小浜 智之	清瀬市下宿1-1	R5. 3. 28
坂本けい後援会	坂本 圭	坂本 光	港区港南1-6-38	R5. 3. 6

佐藤はじめ後援会	佐藤 元	佐藤 元	文京区目白台2-14-9	R5. 3. 10
しおづひろき後援会	志甫津 大樹	川端 秀典	武蔵野市中町3-23-11	R5. 3. 7
柴尾ひろみと笑顔あふれるまちづくりの会	柴尾 裕美	平野 弘美	小平市学園西町2-15-2	R5. 3. 6
シブヤ未来塾	岡 美千瑠	小野里 雅司	渋谷区西原1-12-5	R5. 3. 2
シブヤ未来プロジェクト	岡 美千瑠	小野里 雅司	渋谷区西原1-12-5	R5. 3. 2
しまざきさゆり後援会	嶋崎 佐有理	嶋崎 好雄	西多摩郡檜原村3513	R5. 3. 16
清水ひとえと未来を拓く会	清水 仁恵	清水 裕子	調布市国領町4-25-9	R5. 3. 29
生涯現役社会の実現に向けた政策研究会	細井 洋輔	細井 洋輔	文京区千駄木5-46-7	R5. 3. 23
十人やまと色の会	小林 由美子	菊地 靖子	東大和市向原4-32-1	R5. 3. 22
女性区長をつくる会	東 万里子	東 万里子	渋谷区初台1-43-4	R5. 3. 17
たけえ やすお絆の会	武江 泰男	武江 泰男	荒川区東日暮里6-27-12	R5. 3. 20
多摩新風の会	清水 譲	安留 信行	多摩市和田1610	R5. 3. 14
多摩みらいの会	福島 真	篠塚 元	多摩市聖ヶ丘3-2-13	R5. 3. 23
辻村ともゆき後援会	辻村 智之	福島 久義	板橋区高島平2-8-2	R5. 3. 13
としま未来会議	谷口 泰世	石井 智子	豊島区西巢鴨1-12-8	R5. 3. 13
とみたけんたろう後援会	富田 健太郎	富田 健太郎	八王子市下柚木3-3-4	R5. 3. 1
富田けんたろう後援会	富田 健太郎	富田 健太郎	足立区千住旭町26-13	R5. 3. 14
都民ファーストの会加藤良後援会	加藤 良	馬淵 海	墨田区立花1-16-9	R5. 3. 10
都民ファーストの会多苗ひさし後援会	多苗 尚志	多苗 和子	新宿区西新宿4-39-1	R5. 3. 1
ともに住みよい渋谷を創る会	杉本 孝	杉本 孝	渋谷区笹塚3-18-2	R5. 3. 27
なかたにあやこと菜の花会議	中谷 絢子	塩原 かおり	国立市中2-5-1	R5. 3. 6
長嶋けんじ後援会	新井 高次	北澤 哲也	東村山市秋津町5-24-20	R5. 2. 20
永元きょう子後援会	友利 美智子	内山 京子	立川市若葉町1-12-4	R5. 3. 23

南雲由子さんと“とも”に100の政策を考える会	後藤 天	後藤 天	板橋区大山町17-4	R5. 3. 6
西尾すずと後援会	西尾 壽々斗	斎藤 弥生	福生市武蔵野台1-4-74	R5. 3. 10
西田伸太郎後援会	西田 伸太郎	西田 伸太郎	新宿区西新宿3-9-7	R5. 3. 28
日本政治研究会	丸山 賢二	朴 允愛	八王子市上柚木3-19-2	R5. 3. 14
練馬大好き会	田之頭 誠	田之頭 誠	練馬区上石神井1-38-11	R5. 3. 3
野沢てつやと未来を創る会	野沢 哲也	野沢 ふみ	足立区西新井栄町1-18-33	R5. 3. 6
野村たかし事務所	野村 高士	上島 和広	品川区旗の台6-24-12	R5. 3. 7
初の女性区長と豊島を高める会	片桐 昌英	内山 良子	豊島区西池袋5-9-1	R5. 3. 17
東大和地域のちから	金井 康哲	金井 幸子	東大和市中心2-847-3	R5. 3. 22
東大和の未来と絆を護る会	根岸 聡彦	小林 知久	東大和市向原6-1404-7	R5. 3. 27
久水勝人後援会	久水 勝人	久水 勝人	杉並区成田東3-1-1	R5. 3. 14
100年先の羽村をつくる会	櫻沢 裕人	櫻沢 裕人	羽村市五ノ神2-10-9	R5. 3. 1
深野じゅんを応援する会	深野 潤	藤原 香	練馬区豊玉中1-8-11	R5. 3. 20
船橋けんご後援会	船橋 健吾	船橋 健吾	墨田区太平4-1-1	R5. 3. 17
文京と東郷源	東郷 源	東郷 源	文京区本駒込2-12-16	R5. 3. 10
保坂ゆうま後援会	保坂 有真	保坂 美帆	多摩市永山2-1-3	R5. 3. 7
三鷹の教育環境を考える会	蛭澤 征剛	吉永 誠子	三鷹市大沢4-18-31	R5. 3. 28
みんなの武蔵野をつくる会	大上 茂雄	大上 由紀子	武蔵野市桜堤1-2	R5. 3. 22
むさしのダイアログ	酒向 萌実	水野 賢人	武蔵野市西久保3-11-1	R5. 3. 27
やなか竜雄後援会	谷中 竜雄	谷中 竜雄	武蔵野市吉祥寺北町3-5-3	R5. 3. 14
山田たかゆきとスポーツの会	山田 貴之	山田 静枝	目黒区目黒本町5-33-17	R5. 3. 7
わきむらいたいき後援会	脇村 太樹	若松 絵美子	国分寺市本町3-16-20	R5. 3. 16